

野生鳥獣害対策と持続可能な 地域資産と「ジビエ」への着眼

▶ 令和2年(2020年)7月31日

▶ 特定非営利活動法人 地域交流センター

▶ 理事 斎藤 晃顕

我が国の森林の実態は？

- ・ 我が国の森林面積は、国土の三分の二を占め、この内約4割をめめる人工林の半数の樹木が、樹齢50年以上で伐採時期を迎えています。
- ・ 一方、我が国の山林保有者の約9割が、山林面積10ha未満の規模で零細な山林業者です。
- ・ その為、内実は苦しく相続放棄等も重なり、山林保有者の所在不明のケースも多い為、所有地の境界も不明な個所が多く、地方自治体による追跡調査も滞っている状態なので、本格的林道備整備用重機の導入もままならず、山林奥地の目的地での作業進まず伐採・搬出にも時間がかかり過ぎ、非効率な状態になっています。
- ・ さらに昨今の異常気象による集中豪雨により山林の崩壊、土砂災害等の現場には危険が一杯です。

第一次産業（農業・林業・漁業） 従事者の実態は？

- ▶ ■我が国民の大切な食料や水や空気を生み出してくれる、農業、林業、漁業に関する従事者の内訳は、総務省の「労働力調査」では、農業が195万人、林業が6万人、漁業が20万人で、合計221万人です。
- ▶ ■我が国の第一次産業の就業者は、全産業就業者の6,530万人の僅か3.4%しかいません。
- ▶ ■今どきの若者達には、3K（きつい、汚い、危険）な上に、将来が見えない、期待できない職場は敬遠されしまいます。

森林における鳥獣害の現状は

- 近年、野生鳥獣による森林被害発生面積は減少傾向にあるものの、長期にわたるシカの生息数の増加及び生息域の拡大により、森林被害は深刻な状況にあり、全国の森林の約2割でシカによる被害が起きています。
- 平成29年度の新たなシカ被害面積は、約5,000haで、野生鳥獣による森林被害の内約3/4を占める深刻な状況
- シカの生息分布は、1978年度以降大きく拡大しており、201年度までの36年間で分布域を約2.6倍に拡大
- 環境省と農水省では、生態系や農林水業等に深刻な被害を及ぼすシカやイノシシに対して生息頭数を10年後（平成35年）までに半減を目指す「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を平成25年12月に策定

ジビエ (gibier) について

- 狩猟による鳥獣肉をジビエ (gibier) と称し、ジビエとはハンターが狩猟により食材として捕獲した野生のモノ (ソバージュ・sauvage) を意味する。ジビエもソバージュもフランス語であり、ジビエの発祥の地と言われる。ジビエとは本来は食べる目的に適った動物と限定的な意味で、食べる為に狩るウサギやシカなどを指し、みんなが食べている豚は、食べる為に育てるので「家畜」と呼ぶ。
- 日本の主なジビエは、シカ、イノシシ、クマ、ウサギ、マガモ、キジ、アヒル、ヤマウズラ、ライチョウ、ヤマシギなど。

野生鳥獣の利活用の勧め！

■有害鳥獣として捕獲されたものの93%は未
利用で破棄している。

捨てずにいろいろな活用方法について考える。

(例)

★食べる＝ジビエ料理★着る＝毛皮★飾る＝アクセサリー

★使う＝毛皮製品★学ぶ＝自然と共生、自然に感謝★遊ぶ

＝エコツーリズム⇒地域活性化★地域おこし＝観光牧場・

産業⇒地域活性化、若者の定住化★その他＝ペットのエサ

・遊具・機能的食品など

野生鳥獣の捕獲と狩猟期間

■狩猟が可能な鳥獣は、日本に生息する野生鳥獣約700種の内から、狩猟対象としての価格、農林水産業などに対する害性及び狩猟の対象とすることによる鳥獣の生息状況への影響を考慮し、鳥獣保護管理法施行規則により、下記48種類が「日本で狩猟が可能な鳥獣」が選定されている。

■鳥獣管理法で定めた狩猟期間

★北海道以外＝狩猟期間：毎年11月15日～翌年2年15日

（猟区内：毎年10月15日～翌年3月15日）

★北海道＝狩猟期間：毎年10月1日～翌年1月31日

（猟区内：毎年9月15日～翌年2月末日）

日本で狩猟が可能な鳥獣について

- 我が国の獣保護管理法施行規則により、下記48種類が「日本で狩猟が可能な獣」が選定されている。
 - 鳥類(28種類)＝カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズカモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ(コシジロヤマドリを除く)、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス
 - 獣類(20種類)＝タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(ツシマテンを除く)、イタチ(雄)、チョウセンイタチ(雄)、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ
- ※狩猟鳥獣は、都道府県によって捕獲が禁止されたり、捕獲数が制限されている場合があるので要注意。

狩猟免許の種類と使用できる猟具

★免許の種類＝使用できる猟具

★狩猟免許＝網（おそう網、はり網、つき網、なげ網）

★わな猟免許＝わな（くくりわな、はこわな、はこ おとし
罠いわな）

※罠いわなは農業者又は林業者が事業に対する被害
を防止する目的で設置するものを除く

★第一種狩猟免許＝装薬銃

★第二種狩猟免許＝空気銃（コルクを発射するのを除く）

主たる鳥獣害・シカ・イノシシの 個体数について

- シカは繁殖力が高く、捕獲しないと年率約20%で増加し、4~5年で個体数は倍増
- 環境省の推計では、北海道を除く本州以南には平成28年度末で約272万頭のシカが生息。(北海道は約47~55万頭)
- 近年シカの捕獲頭数は約60万頭で推移、現在の捕獲率で10年後(平成35年度)には307万頭になると予測されている。
- イノシシは1年に1回出産し、平均で4~5頭(最大8頭)産む1歳から毎年繁殖、寿命は10歳以下。

野生鳥獣による農作物被害額

■野生鳥獣による農作物被害は年々深刻化している。農作物の被害額は、毎年200億円前後に及んでいる。全体の7割がシカ・イノシシ・サルによるものだ。被害を防止する対策や捕獲した野生鳥獣を食肉（ジビエ）などに利活用する動きが、全国的に進められている。

■該当鳥獣による平成25年度の農作物被害額

I 位ーシカ：約76億円、2位ーイノシシ：約55億円、3位ーカラス；約18億円、4位ーサル：約13億円、5位ーその他獣類（クマ・アライグマ等）：20億円、6位ーその他鳥獣：約17億円等

ジビエ一般的処理加工出荷工程と処理加工施設 の数・都道府県分布

<工程>

1. 獣畜の受け入れ⇒2. 獣畜の洗浄⇒3. 肛門結さく⇒食堂傑さく⇒4. 剥皮⇒5. 内臓摘出⇒6. トリミング⇒7. と体洗浄・消毒⇒8. 冷蔵・熟成⇒9. 枝肉分割・細切⇒10. 箱詰め・包装⇒11. 出荷

<ジビエ処理加工施設>※平成29年度農林水産省大臣官房統計部調査

・北海道(85)・青森(0)・岩手(80)・秋田(1)・山梨(1)・宮城(1)・福島(0)・新潟(8)・栃木(1)・群馬(0)・茨城(1)・千葉(6)・埼玉(4)・東京(1)・神奈川(1)・山梨(7)・静岡(13)・長野(27)・富山(4)・石川(5)・福井(12)・岐阜(28)・愛知(8)・三重(14)・和歌山(18)・奈良(17)・滋賀(11)・京都(14)・大阪(29)・兵庫(39)・鳥取(11)・島根(32)・岡山(27)・広島(15)・山口(9)・香川(11)・徳島(6)・愛媛(10)・高知(18)・福岡(8)・佐賀(10)・大分(24)・熊本(15)・長崎(10)・宮崎(28)・鹿児島(7)・沖縄(3)合計563施設

ジビエ利用モデル17地区

～捕獲から搬送・処理加工、販売がしっかりとつながって。
安全で良質なジビエを安定供給～

NO.1ー北海道＝空知地区、NO.2ー長野県＝長野市、NO.3ー石川県＝南加賀地区、NO.4ー岐阜県＝西濃ランチ、NO.5ー三重県（伊賀市・いなべ市）、NO.6ー京都府・大阪府＝京都丹波・大阪北摂地区、NO.7ー京都府＝中丹地区、NO.8ー兵庫県＝県内広域、NO.9ー和歌山県＝紀北地区、No.10ー和歌山県＝古座川町、NO.11ー岡山県＝美作地区、NO.12ー鳥取県＝東部地区、NO.13ー徳島県＝県内広域、NO.14ー熊本県＝県内全域、NO.15ー大分県＝県内全域、NO.16ー宮崎県＝延岡地区、NO.17ー鹿児島県＝阿久根地区

（例）モデル地区NO>2「長野県長野市」⇒ジビエカーの駆使。ICTによる安全安心の管理等により信州産のジビエの供給基地を担う。

★取り組みの概要ージビエカーを活用し、市内全域から個体を搬入

★取り組み主体を「長野市ジビエコンソーシアム」設立・運営母体の確立

★一定規模の処理頭数を確保・31年度目標：シカ・イノシシ1000頭等